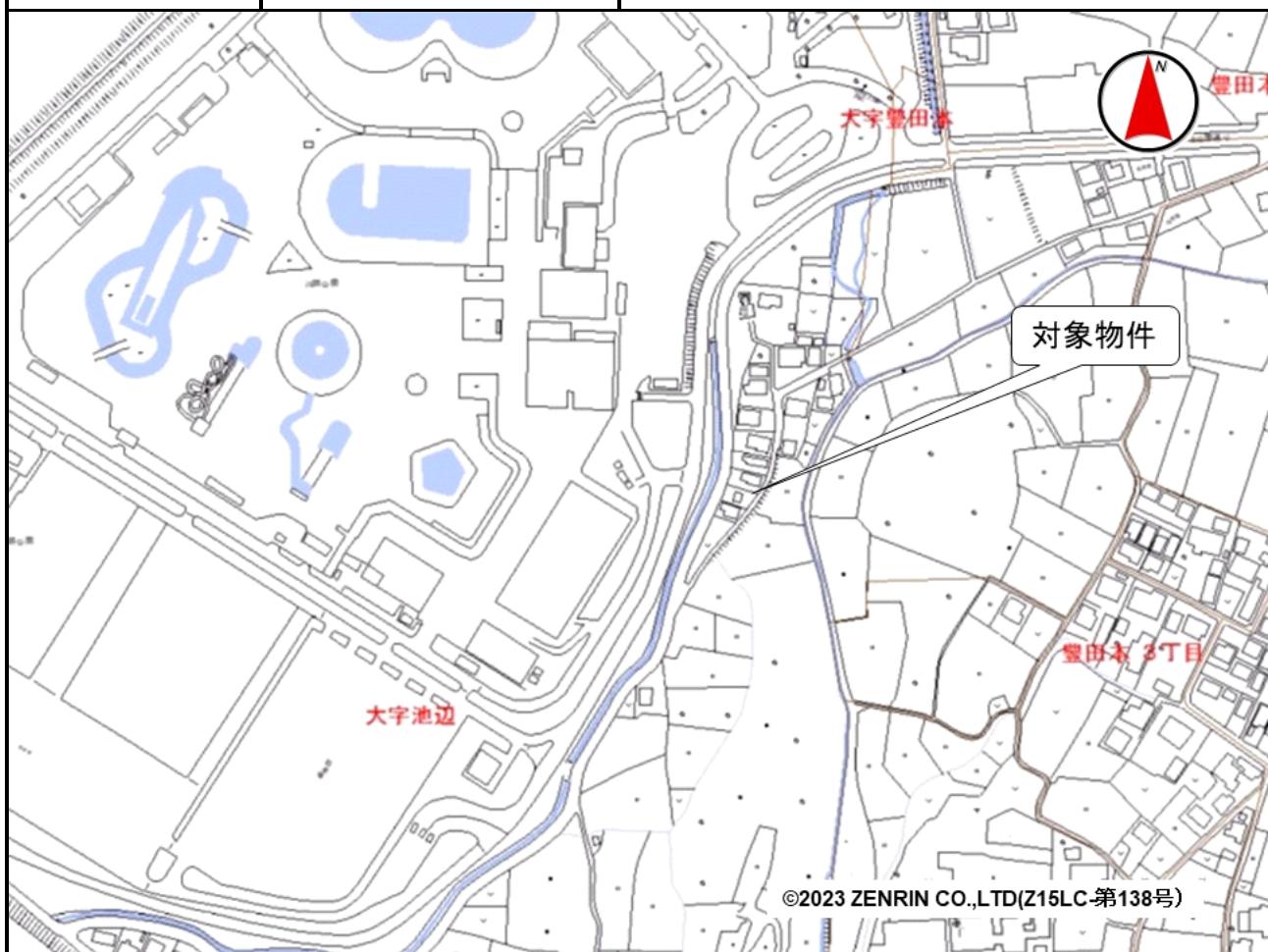


売却区分番号	1962-1		
見積価額	¥500,000	公売保証金	¥50,000
財産の表示	1 所在 埼玉県川越市大字池辺字南十林宝 地番 830番2 地目 宅地 地積 87.01 平方メートル		
	以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域 建ぺい率 60% 容積率 200% 川越市建築物形態規制 B地区 川越市開発許可等の基準に関する条例 宅地造成等工事規制区域 川越市景観条例 川越市ハザードマップ (家屋倒壊等氾濫想定区域 3.0から5.0メートル未満)		
接道状況	西側 幅員約8.5メートル 舗装市道 ほぼ等高接面 東側 幅員約2.5メートル 舗装市道 等高接面 当該東側市道は、建築基準法第42条第2項に該当します。		
地盤・地勢	平坦		
使用状況等	物件所有者が資材置き場として使用しています。 物件所有者のプレハブ建物、物置及び看板が設置されています。		
管理状況等	-		
特記事項	-		
住居表示等	埼玉県川越市大字池辺830番2		
最寄駅等	JR(東日本) 川越線 西川越駅 南西方約1.2キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があつても、執行機関(国)は、担保責任等を負いません。 3 執行機関(国)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 		

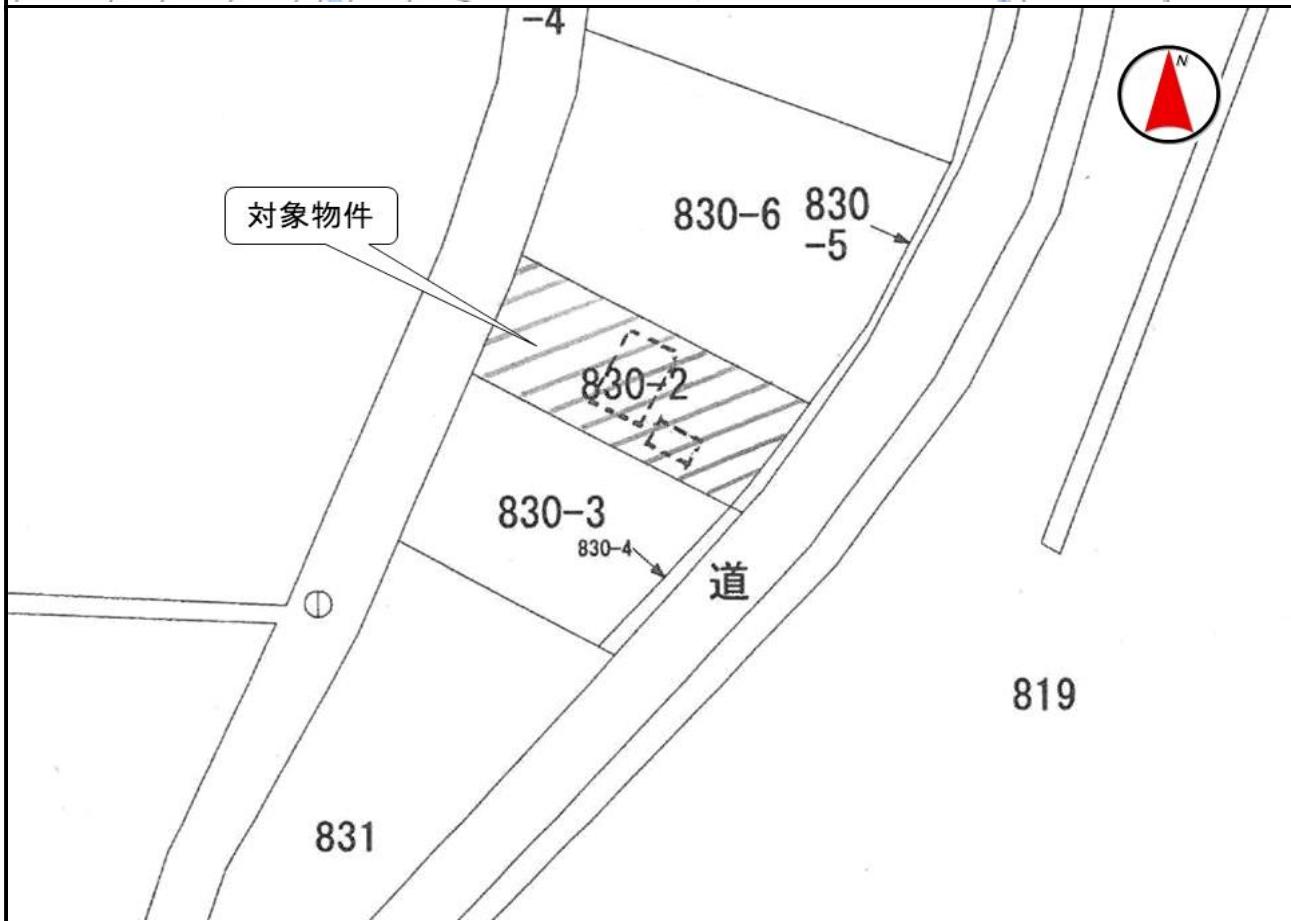
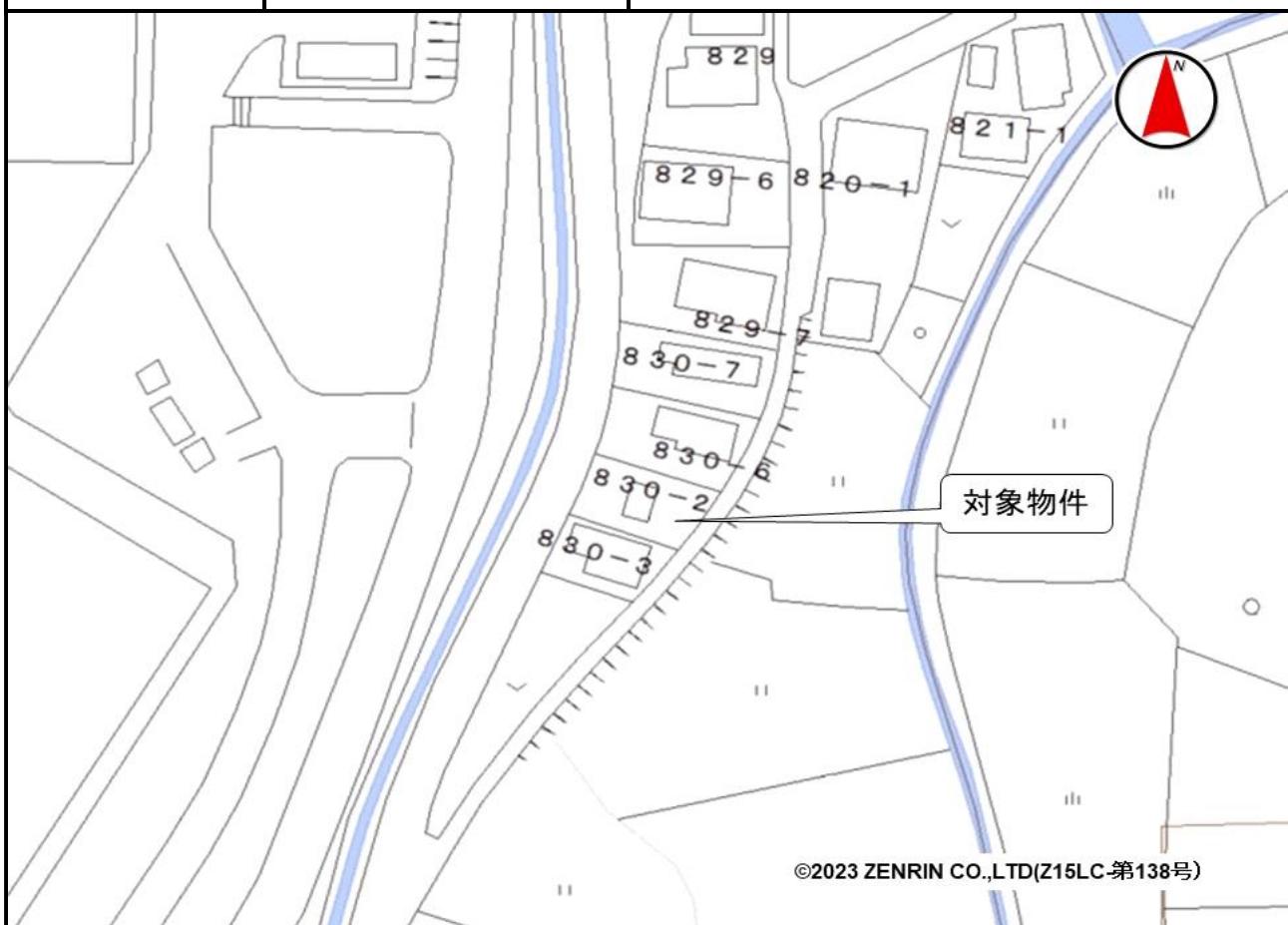
売却区分番号

1962-1



売却区分番号

1962-1



壳却区分番号

1962-1

